

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：美浦村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	100.16%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.28%
全職員	88.94%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.42%
本庁課長補佐相当職	97.82%
本庁係長相当職	92.67%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.45%
31～35年	92.93%
26～30年	95.22%
21～25年	85.04%
16～20年	100.43%
11～15年	90.1%
6～10年	104.91%
1～5年	122.77%

【説明欄】

- ・表中の割合は一般職員、再任用職員及び常勤の会計年度任用職員を対象に算定しており、非常勤の会計年度任用職員は対象に含まない。
- ・2. (1) 役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には女性職員がいないため、「—」と記載する。
- ・扶養手当について、世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は78.72%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。